

最終報告書(案)に対して提出されたご意見の概要
及びご意見に対する本調査研究会としての考え方(案)

平成16年3月30日

【提出された意見の概要】

1. 新たな周波数利用の可能性(4点)
..... P. 2
2. プライバシー保護ガイドライン(8点)
..... P. 6
3. 社会的コンセンサスの醸成(2点)
..... P.12
4. 今後の推進方策(5点)
..... P.14
5. その他(5点)
..... P.17

注:複数の意見を提出している者があり、また、類似の意見はまとめたため、提出件数とは一致しない。

【意見の提出者の概要】

意見提出の総数は、17件。

- (1) 個人(10件)
10名
- (2) 国内法人(提出順)(5件)
(財)新産業創造研究機構
三井物産(株)
(有)ゲーテック
(株)NTTドコモ
(社)日本アマチュア無線連盟
- (3) 国外からの提出(2件)
在京米国大使館
Savi Technology 社(米国)

提出された意見の概要

1. 新たな周波数利用の可能性について

(1) 950MHz 近辺に対するご意見

【ご意見】

米国で使用されている、他システムとの周波数共用を前提としたリーダの規格をそのまま採用するのではなく、「電子タグの技術仕様、隣接帯域等を使用するシステムへの影響などについて詳細な検討 / 検証が必要」とする本報告書に賛同。将来の移動通信システム(2012年以降 700MHz 帯の対として使用)と 950MHz 近辺における電子タグは隣接周波数を使用して運用されることが想定されるため、両システム間の干渉についても慎重に検討することが必要。詳細な電子タグの技術仕様の検討により、隣接帯域等を使用するシステムに影響しないスプリアス特性とすることが必要。電子タグの要求条件から隣接帯域等を使用するシステムへの影響が避けられない場合も考えられるため、その場合には免許を要する無線局(または、許可を要する高周波利用設備)として遮蔽減衰の見込める屋内使用を前提とする等の管理が不可欠。(NTTドコモ)

【回答】

電子タグの技術仕様、隣接帯域等を使用するシステムへの影響などについて詳細な検討 / 検証が必要としたところであり、今後、詳細な検討が実施されることを期待している。

(2) 915MHz に対するご意見

【ご意見】

欧米で使用頻度の高い 915MHz の即時利用可能な状態へ法改正を含めて移行して頂きたい。((財)新産業創造研究機構)

【回答】

915MHz が欧米で使用されているのご指摘であるが、800/900MHz 帯に関して、欧州では、915MHz ではなく 868MHz を使用しており、事実誤認である。我が国では、915MHz は携帯電話等で使用されており、電子タグと周波数を共用した場合、電子タグから既存システムへ有害な混信が、また、既存システムから電子タグへ有害な混信が生じるとの検討結果を得ている。さらに、既存システムの周波数移行については、基地局や端末の改修・更改に大きな経費がかかるとともに、長期に渡る移行期間が必要となり、現実的ではないと考えられる。したがって、915MHz における電子タグの利用については、遮蔽等の特別な措置を講じる具体的なシステムが提案された場合、共用の可能性について実証実験を含め詳細な検討を実施することが必要としたところ。なお、最終報告(案)にもあるとおり、ISO/IEC 18000-6 については、対象とする周波数を 860-960MHz として国際標準化予定であり、これに伴い、860-960MHz の周波数に対応可能な電子タグの開発が既に着手されている。

(3) 433MHz に対するご意見

【ご意見】

・ 日本でも 433MHz 帯での共存の可能性を模索する必要がある。433MHz の実証実験実施を提案。(Savi Technology 社)

- ・ 433MHz の帯域において欧米と同様にアマチュア無線との共用利用を検討していただきたい。欧米で実績のある 10mW 適当なレベルと 2MHz 程度の帯域を上限として一般に必要とされる通信距離が確保できる出力を検討した上での運用を希望。(三井物産)
- ・ 総務省が十分なデータを収集し、干渉の可能性を評価するために必要な実験や試験的プロジェクトを近々認めることを提言。(在京米国大使館)
- ・ 欧米で使用頻度の高い 433MHz 帯の即時利用可能な状態へ法改正を含めて移行していただきたい。((財)新産業創造研究機構)
- ・ 433MHz における電子タグの利用については、当該周波数を多くのアマチュア局が共用して使用しているだけでなく、アマチュア局以外にも市販のアマチュア無線機を利用して不法に無線局を開設している者が多くいるという実態をよく認識して検討すべき。仮に 433MHz を利用する可能性があるとするれば、これらの干渉を回避することに相当の困難を伴うと予想されるため、屋内のある程度遮蔽された環境における使用に限定することが無難。(個人)

【回答】

米欧等においてアマチュア無線と共用の上、海上コンテナ等で利用しているシステムなど、具体的なシステムについては、ニーズを踏まえ、アマチュア無線との共用に関する実証実験を含めた詳細な検討が必要としたところであり、アマチュア無線との共用に関する実証実験が実施されることを期待している。

なお、「欧米で実績のある 10mW 適当なレベルと 2MHz 程度の帯域を上限として一般に必要とされる通信距離が確保できる出力を検討した上での運用を希望」とのご指摘であるが、米国ではそのようなレベルは許容されていないとの報告が調査研究会においてあった。

(4) 全般的な意見

【ご意見】

- ・ 電子タグは経済活動をも大きく変革させる可能性を持つ「重要な無線システム」なので、電波干渉による「誤り認識」や「誤り課金」などの問題が発生することがないよう、無線タグ専用の周波数帯を設ける必要がある。既存無線通信システムと無線タグシステムとの周波数共用は、相互の無線システムに支障をきたす事がないよう避けるべき。((財)新産業創造研究機構)
- ・ 周波数の利用に関しては、記述どおりと思う。UHF 帯を用いるのは必至であると考え、携帯電話とのコラボレーションを達成させるためには、実証実験や電磁界シミュレーションにより、干渉を減らし、干渉による誤動作を無くすことが必要。この近辺の帯域による調査は重要。((有)ゲーテック)

【回答】

800/900MHz 帯においては、950MHz 近辺において新たなシステムが速やかに使用できる専用帯域 を確保できる可能性があると考えたところ。なお、電子タグの技術仕様、隣接帯域を使用するシステムへの影響など、実証実験を含め詳細な検討が必要である。

比較的電力の大きい既存システムとの周波数共用ではなく、小電力システム等と共用して使用するケースを含む。

433MHz においては、欧米でも専用帯域としては設けられておらず、アマチュア無線との周波数共用により電子タグを利用しているところであり、我が国においても諸外国と同様にアマチュア無線との共用による利用の可能性が考えられ、共用に関する実証実験を含めた詳細な検討が必要である。

なお、「誤り認識」や「誤り課金」、「誤動作」などの問題は周波数の専用 / 共用に係わらず問題となる可能性があるものであり、システムとしてセキュリティ対策等所要の対策が必要と考えられる。

2. プライバシー保護ガイドライン

(1) プライバシー保護のため、法律等による対応が必要とのご意見

【ご意見】

- ・ セキュリティ・プライバシーに関しては、取付位置の法律等による何らかの規定化、リーダ・ライタの設置位置の明確化等の対応が必要と考えられる。(個人)
- ・ 人の行動確認、追跡等に関する危険を排除するため、人の所在確認及び追跡を可能とする電子タグの読み取り機器の開発・製造・輸入・販売を禁止し、人が所持する商品、所有する家財、廃棄してゴミ類の読み取りを可能とする機器も同様にすべきである。(個人)
- ・ プライバシー保護、個人情報保護については、きめこまかい配慮、規定が必要である。このガイドラインは、定性的情報が念頭にあり、実効性が上がらないのでは意味が無い。その検討も不足している。(個人)

【回答】

今後の技術の進展及び電子タグの普及に向けて、消費者のプライバシー保護のために必要な基本的事項について、関係者のコンセンサス方式により、とりまとめたものであり、今後、状況の変化をみながら適宜見直しについて議論する必要があると考える。

(2) 他のガイドラインとの調整が必要とのご意見

【ご意見】

- ・ 経済産業省においても、同様のガイドラインが公表されており、両方のガイドラインがまとめられた場合、どちらのガイドラ

インが適用されるかについて業界が混乱を来すことを懸念している。このため、両省は、ガイドラインの整理統合について、協力し合い、どの省が実施を監視するかを明瞭に定義すべきである。(在京米国大使館)

【回答】

電子タグの利用に関するプライバシー保護のガイドラインについては、当調査研究会の他にも諸々の議論が行われていることに鑑み、今後、これを踏まえ、関係機関との間において必要な調整を進め、共通のプライバシーガイドラインを策定し、公表することが望ましい。

この趣旨を第7章に記載する。

(3) ガイドライン案に対する実務的な可能性等に関するご意見

【ご意見】

ガイドライン案については、広範に規定したガイドラインの意図しない結果について警告する。包括的ガイドラインが日本企業及び外国企業の両方が個人の識別に結びつくデータと結びつかないデータの両方の国境を越えた流れを受信し、送信する能力を阻害しうることを懸念している。日本が世界経済及びアジア太平洋地域で果たすべき重要な役割に鑑みて、日本がプライバシーを強化する技術の開発と活用を奨励し、消費者のプライバシー問題に関する教育と意識を奨励するしっかりした効果的なプライバシーの制度を含む規制環境を確立することが重要である。なお、ガイドラインに対する具体的なコメントは、以下のとおり。(在京米国大使館)

1. "消費者の権利と利益の保護を原則とする。" 米国は、消費者のプライバシー保護をよき事業活動の原則とすることによるプライバシー保護努力を強く称賛する。
2. "個人情報収集される時、その利用目的が本人に通知または公表されるべきである。前述の目的以外の目的のために情報を利用す

るための本人の同意獲得の必要性。” ガイドライン案は、電子タグによるデータ読み取りの前に、消費者から同意を受ける商人あるいは製造業者の能力を単純に捉えすぎているようだ。ある状況においては同意を受け取ることは実務業務上可能だが、他の状況、すなわち電子タグによるデータの読み取り、処理、あるいは使用前においては問題である。

3. “電子タグの使用、使用目的、取り扱いを表示する。” 表示要求は、消費者に電子タグ使用について通知することに伴う実務業務上の問題を認知していない。米国は、ガイドライン案が、電子タグによるデータ読み取り、処理、使用の多様な手段が大きく異なりうるという事実、あるいは個人情報保護法の特定の原則は電子タグが活用されている状況に容易に適用はされないかもしれないという事実を反映すべきであると信じている。
4. “消費者の選択権の留保。消費者に電子タグを取り外すか、記録された情報の一部を無効化することなどを許す。本人の要請があれば、個人情報について公開し、修正を施す。” ガイドライン案は、電子タグによるデータ読み取り前に、消費者に選択させる商人あるいは製造業者の能力、商人あるいは製造業者が消費者の情報修正要求に応えることの難易度を単純に捉えすぎているようだ。一定の状況では消費者の選択および修正許容は実務業務上可能だが、他の状況では問題になる。
5. “正確さと安全。” コメントなし。
6. “情報主任の任命。” 情報主任あるいはプライバシー主任の任命は、過剰に規定されるべきではない。組織は、電子タグ使用および個人情報読み取りに関する問い合わせと苦情を取り扱う独自のメカニズムを設定するのに必要な柔軟性を許されるべきである。

【回答】

本調査研究会としては、消費者の権利・利益の保護について、必要最低限の項目として、関係者の議論のもとにまとめたものであり、消費者保護の観点から、いずれも原案どおりとさせて頂くことが妥当と考える。

(4) 海外の消費者団体によるプライバシー保護問題に関する報告書案での対応に関するご意見

【ご意見】

CASPIAN が提示している問題点については、大変、的を得たものであると思うが、報告書案においては、その具体的な対策が示されていない。今後どのような対処が必要か明確化する必要があると思う。(個人)

【回答】

本調査研究会においては、プライバシー保護問題について OECD での検討や欧米の動向、国内での議論等を踏まえ、検討したものである。今後の対応としては、消費者参加型の実証実験を通じた分野ごとの利用ルールの確立、セキュリティレベルの明確化等が必要である旨を報告書に記載している。

(5) ガイドライン案での対応が不十分である場合の具体的な考察に関するご意見

【ご意見】

報告書のガイドライン等では対応が不十分である場合には、必要に応じて法制度化についても検討が必要な旨記述されているが、今後、データの所有権がどこに帰属するのか、データの信頼性は誰が補償するのか等についても、同様に利用者側にその判断や選択肢が与えられるのだという社会的合意が必要である。といった問題については、より具体的なケースでの考察が必要であると思われる。(個人)

【回答】

さらに、今回のガイドラインを出発点として、今後、広範な利用者の参加による実証実験等を通じて各分野において個別のルールを別途検討するべきとしている。

(6) 消費者選択の自由に関するご意見

【ご意見】

電子タグ付きの商品が消費者に引き渡される段階で、オプトイン方式を採るべきである。(個人)

【回答】

電子タグが付された商品が消費者に引き渡された時点以降における、電子タグの利活用のメリット(例:冷蔵庫における賞味期限管理等)が存在することから、社会的なメリット等とのバランスを考慮し、消費者の選択の自由を確保することとしたもので、オプトイン方式の採用を原則とする必要は無いと考える。

(7) 電子タグを無効化することによる差別的対応に関するご意見

【ご意見】

電子タグを無効化することを選択した消費者については、その者が電子タグの有効を選択した消費者と、差別的取扱を受けまいよう、ガイドラインにて明記すべきである。

【回答】

基本的には、電子タグの利用によるメリット及びデメリットを明示した上で、利用するか否かについては、消費者の自由な選択にゆだねることが必要と考えられる。従って、事業者は、電子タグを利用しないことを選択する場合には、想定されるデメリット、たとえば家庭内の情報家電と連動した利用や廃棄物処理の際の扱いが容易となるような利用ができなくなるなどの点は情報提供をすることが必要と考える。なお専ら、電子タグを利用しないことを希望する消費者に対して、これを拒否したり、不合理な差別を行うことには、こうした考えに反するものとなる。

(8) プライバシーの用語に関する定義に対するご意見

【ご意見】

P. 91: 「一方、プライバシーは、伝統的に…「自己情報コントロール権」が使われることが多い。」は、定義が曖昧なまま整理されている感がある。(個人)

【回答】

ご指摘の趣旨は理解したが、経緯等を説明した部分であり、変更の必要は無いと考える。

3. 社会的コンセンサスの醸成

(1) 社会的コンセンサスに関する周知・消費者参画に関するご意見

【ご意見】

- ・ 消費者の電子タグへの認知について、早急に周知する必要がある。(個人)
- ・ どういう場面に用い、どういう情報を載せるのかなどの使用の検討に消費者も参画させること。(個人)
- ・ 他の人に利用されることを防ぐ手だてが講じられているか疑問であり、これらの基盤整備が急務である。(個人)
- ・ 今後の検討においては、消費者の参画が必須であり、その明記と具体化が必要である。(個人)
- ・ ユーザアクセプタンス面については、メリットの強調に加え、デメリットも提示することにより、よりよい、製品やサービスの提供につながると考えられる。(個人)

【回答】

電子タグの普及に向けて、社会的コンセンサスの醸成を今後の推進方策の一つとして挙げており、ご意見については、今後、重点的に取り組むべき課題と認識している。

(2) 今後の実証実験のあり方に関するご意見

【ご意見】

- ・ 今後の実証実験において、第三者によるデータキャプチャ等や情報漏えいに対し、どの程度まで対処できるのか、明確に示してもらいたいと考える。暗号化による情報の保全といった説明だけでは、一般消費者には難しく、理解できません。情報漏えいについては、より分かりやすい説明がなされてこそ、消費者の理解と不安の払拭がなされると思う。(個人)

- ・ セキュリティレベルの設定については、実証実験等を通じて定められるセキュリティポリシーに基づき使用することが適切とありますが、その決定はどこが、誰が行うのかが明確では無い。開発や利用家庭において、コスト面等から必要であるべきセキュリティレベルが設定されない恐れも想定されることから、消費者の意見が反映されるべきと考える。(個人)

【回答】

情報セキュリティ確保のために、より具体的なセキュリティレベルを体系化し、用途に応じてコストや安全性を考慮して選択されると考えられる。それぞれの内容をわかり易く公表していくことは重要であり、今後の実証実験等を通じて具体化していくことが望ましいと考える。

4. 今後の推進方策

(1) セキュリティ・プライバシーに関する専門家グループの立ち上げに関するご意見

【ご意見】

セキュリティ・プライバシーに関する専門の研究グループを早急に立ち上げ、「産・学・官」一体の体制を希望する。(個人)

【回答】

ユビキタスネットワークフォーラム電子タグ高度利活用部会利活用実証実験専門委員会においても既にセキュリティ・プライバシー問題を検討するグループが形成されている。今後、これが母体となって、関係者が一体となった検討が進むことを期待している。

(2) 国際的物流に関する諸外国での動向に対応するための体制の確立に関するご意見

【ご意見】

- ・ 今後、国際的物流において電子タグを利用されるシーンが想定され、米国においても、“ACE”(Automated Commercial Environment)において、2006年までにアクティブタイプのタグや電子シールを利用することとなっており、日本においても、その体制を確立しておかなければならない。((財)新産業創造研究機構)
- ・ また、これらのタグや電子シールを利用する情報の集約拠点を整備しなければならない。((財)新産業創造研究機構)

【回答】

今後、電子タグの普及に向けては様々な取組が必要になるものと考えます。ご提案の点についても、今後、関係者間で

様々な取組が進められることを期待する。

(3) 情報セキュリティ確保に関する暗号技術に対するご意見

【ご意見】

第6章の今後の課題の中に、以下の具体的な暗号技術を例示として取り上げていただきたい。(詳細は省略)(個人)

【回答】

報告書第6章及び第7章において情報セキュリティ確保のため、暗号等の研究開発の重要性について記述している。なお、本調査研究会においては、様々な暗号等の方式が議論されているが、個別の方式については、今後、研究開発等により具体化が図られるものとして報告書には記載をしていないものであり、ご提案の方式のみならず、様々な方式について、今後、検討が進められるものとする。

(4) 関係省庁等との連携に関するご意見

【ご意見】

電子タグの標準化などについては、経済産業省と連携すべき。

【回答】

システムの標準化については、広く産学官の連携、さらには海外関係者との連携により取り組んでおり、今後ともそうした取組みが望ましい旨を第7章に記載している。

(5) 国際的な標準化への貢献に対するご意見

【ご意見】

電子タグについては、国際的な標準化が図られながら開発が行われること、個別の電子タグの規格によって、消費者が無駄な支出を強いられることが無いように、規格に関する業界の配慮ある開発競争が行われることを希望します。(個人)

【回答】

電子タグの開発等については、消費者をはじめ幅広い関係者が参加した複数業界間の連携による利用者参加型の実証実験を通じて検証されていくものと考えており、標準化活動については、国際的な協調や連携を図りつつ、研究開発との一体的な推進をしていく必要があると考える。

5. その他

(1) 電子タグのアドレス管理について

【ご意見】

- ・ 電子タグにおけるユニークIDの取得として、あらゆるICチップに、IPv6のユニークアドレスを持たせることが重要であると考えられる。(個人)
- ・ 第4章第4節において、IPv6の連携が課題としてあげられているが、アドレスの枯渇の問題については、IPマスカレードやクラスレスにより特段問題なく構築できるもの。既存で既知のIPv4との連携をまず考えるべきであると考えられる。((有)ゲーテック)

【回答】

電子タグのIDとIPアドレスの関係について、本研究会の検討では、IPv6のグローバルアドレスを読み取り装置に付与する場合やすべての電子タグに付与する場合等について議論がなされたが、現在、電子タグのIDとIPv6等のネットワークアドレスの効率的・効果的な連携方策等に関して技術的検討が進められているところであり、今後とも必要な研究開発や実証実験の推進等による幅広い検討が行われることを期待したい。

(2) 表現上の修正、誤記等に関するご意見

【ご意見】

- ・ P.55:「プライバシー等の問題に対する過剰な抵抗を軽減させることも可能であると考えられる。」については、実際に抵抗している人間は過剰な抵抗とは考えていない可能性があり、表現の問題であるが、ケアが必要と考える。(個人)

- ・ P. 6 : アクティブタグの製造会社に「RFC CODE」とあるが、「RF CODE」の間違いと思われる。(個人)

【回答】

ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正する。

報告書案(P.55)「 データ活用のメリット訴求による社会的コンセンサス形成」中、
「コンセンサスを得ることにより、プライバシー等の問題に対する過剰な抵抗を軽減させることも可能であると考えられる。」を
「コンセンサスを得ることにより、プライバシー等の問題に対する受容性を向上させることも可能であると考えられる。」に修正。
報告書案(P.6)中、表の上段、「製造会社」の欄、
「RF CODE」を「RF CODE」に修正。

【ご意見】

- ・ P. 5 ~ 6 : タグの分類として、電池を持たないタイプである「パッシブ」と、電池を内蔵し(外部電源からの電力供給も含む)、タグから常時または間欠的に電波が発射されるタイプである「アクティブ」の間に、電池を内蔵し、普段はスリープ状態で、リーダ/ライタからの電波により起動するタイプである「セミパッシブ」の概念が存在する。(個人)
- ・ P. 5 ~ 6 : パッシブタグの説明として「電波を自ら出さない」とあるが、「リーダ/ライタからの電波によって供給される起電力により、タグが励起され電波を発射する。」が正しいと思われる。(個人)

【回答】

ご指摘の趣旨を踏まえ、以下のとおり修正する。

報告書案(P.5)「 パッシブタグとアクティブタグ」中、
『電源を内蔵するか外部から供給を受けるかにより、自ら電波を出すことができる「アクティブタグ」と、自らは電波を出さない「パッシブタグ」という2つのタイプがあり、それぞれに特徴がある。』を、
『リーダ/ライタからのエネルギーにより情報をやりとりする「パッシブタグ」と、電池等からのエネルギーにより自ら情報をやりとりすること

ができる「アクティブタグ」という2つのタイプがあり、それぞれに特徴がある。』に修正。

報告書案(P.6) 表上段中、

<u>電力 / 電波</u>	を	<u>エネルギー供給の形態</u>	に修正
<u>電池を持たず</u> <u>電波を自ら出さない</u>		<u>リーダー/ライターからのエネルギーにより情報をやりとりする。</u>	
<u>電池または電力供給を受け、電波を自ら出す</u>		<u>電池等からのエネルギーにより自ら情報をやりとりすることができる。</u>	

アクティブタグの中には、普段はスリープ状態で、リーダー/ライターからのエネルギーにより起動するタイプもある。

(3) 第3章の図表に対するご意見

【ご意見】

P.34 ~ P.38: 利活用イメージ図については、新しい試みなのか技術利用法なのか位置づけが不明確(個人)

【回答】

利活用イメージ図については、2005年段階、2010年段階での電子タグの利活用の例として様々なものをまとめたものであり、一定の位置づけを定義するものではない。

【ご意見】

第3章の図(p.31 上段)については、個人情報の漏洩と言ったことを考える人も少なからずいると思われる。((有)ゲーテック)

【回答】

当該図に関しては、システムイメージの一例として取り上げているものである。個人情報やプライバシーの保護については、第6章及び第7章において記述しているとおりである。

(4) 報告書案文に記述のある件に対するご意見

【ご意見】

- ・ 第1章の「電子タグの特徴」において、電子タグを使用している周波数帯において、金属のもので被覆しても電磁波が透過するとは思えないので、そのあたりを記述いただきたい。((有)ゲーテック)
- ・ P.33 図:電子タグは、サプライチェーンのセキュリティ面及び可視化面で優れており、当該図の中の「1. 物流分野」に「サプライチェーン」を追加することを提案する。(Savi Technology 社)

【回答】

電子タグの特徴に関して、金属による被覆に関する記述については、報告書案(P.3)の表の注に、「サプライチェーン」に関する用語については、ご指摘の図、「1. 物流分野 ”物流管理一般”」にそれぞれ含まれているものとする。

(5) その他、参考的なご意見

【ご意見】

- ・ ICカードについては、電磁波を利用する観点から、簡単になりすましが可能であると考えられるが、そういった問題を解決するソリューションとして、Beepcard がある。これは、ボタンを軽く押すと音を出力し、それによって通信を行うもので、リーダーによる読み取りは不可能で、なりすましにも有効である。((有)ゲーテック)
- ・ 全体として、電子タグについては、様々な名称が使われており、もう少し良いネーミングを考えた方が良いと思われる。((有)ゲーテック)
- ・ 第4章の経済波及効果の中で、ベアリング・ポイント社の最近の調査によれば、貨物コンテナに電子タグを適用することにより、200米ドルの投資対効果が期待できると言われている。(Savi Technology 社)
- ・ 第6章 p.91、433MHz 帯を利用したアクティブタグは、電池を内蔵し、情報処理機能を付加することができるので、セキュリティ問題に対応しやすい能力を備えていることを申し添える。(Savi Technology 社)
- ・ 950MHz 帯域利用の制度改正に当たっては、低コストで実現可能なタグとなるようなスペックを念頭において検討をお願いしたい。(個人)
- ・ 社会的コンセンサスを得るために、あまりに時間を要し、導入の時期を失することがないように願いたい。(個人)

【回答】

貴重なご意見として承っておく。